

平成 29 年度第 1 回湖南圏域地域医療構想調整会議 次第

日時：平成 29 年 8 月 1 日（火）

午後 2 時～3 時 30 分

場所：南部健康福祉事務所 3 階会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 平成 29 年度湖南圏域地域医療構想調整会議について

1) 28 年度湖南圏域地域医療構想調整会議概要および 29 年度の予定について

2) 滋賀県保健医療計画の改定について

(2) 病床機能の分化・連携について

1) 平成 28 年度病床機能報告結果および湖南圏域における病床機能の状況について

2) 平成 30 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる事業提案について

3) 各病院の方向性について（情報提供）

(3) 湖南圏域における在宅医療の現状・課題および今後の推進について

4 閉 会

[配付資料]

○次第・名簿・滋賀県地域医療構想調整会議設置要綱

○資料 1 平成 28 年度湖南圏域地域医療構想調整会議の概要および平成 29 年度の予定

○資料 2 新しい時代を見据えた保健・医療・介護・福祉の計画策定に向けて

○資料 2-1 第 7 次医療計画策定に向けた国の動きについて

○資料 3 湖南保健医療圏における病床機能の状況

○資料 4 平成 30 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）事業調査票

○資料 5 湖南圏域における在宅ホスピスケアの現状・課題

参考資料 第 7 期介護保険事業（支援）計画策定について

参考資料 1 滋賀県の平成 28 年度病床機能報告結果について

参考資料 2 平成 30 年度地域医療介護総合確保基金（医療分）にかかる事業提案について

参考資料 3 滋賀県地域医療構想の概要

参考資料 4 南部保健医療福祉圏域における地域包括ケアの現状と課題

滋賀県地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法第30条の14に基づき、滋賀県保健医療計画の一部として位置づけられる地域医療構想の実現に向けた取組を協議するため、構想区域ごとに別表に掲げる地域医療構想調整会議（以下、「調整会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 病床の機能分化・連携に向けた取組に関する事
- (2) 目指すべき医療提供体制を実現する施策に関する事
- (3) その他、調整会議が必要と認める事項に関する事

(組織)

第3条 調整会議の委員は、次の各号に掲げる関係者のうちから、各保健所長が選任する。

- (1) 医療関係機関・団体
- (2) 医療保険者
- (3) 市町
- (4) その他、特に必要と認められる者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 必要に応じて調整会議にオブザーバーを置くことができる。

(議長及び副議長)

第4条 調整会議に、議長を置く。また、必要に応じて副議長を置くことができる。

2 議長は委員の互選により選出する。副議長を置く場合は、委員の中より議長が指名する者を充てる。

3 議長は、調整会議を代表し、調整会議の会務を総理する。

(会議)

第5条 調整会議は、議長が招集する。

2 議長が必要と認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、別表に掲げる保健所において処理する。ただし、大津区域については、滋賀県健康医療福祉部健康医療課および大津市保健所による共同処理とする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行する。

別 表

| 区 域 | 会 議 名 | 庶 務 |
|-----|-----------------|------------------------|
| 大 津 | 大津圏域地域医療構想調整会議 | 大津市保健所・滋賀県健康医療福祉部健康医療課 |
| 湖 南 | 湖南圏域地域医療構想調整会議 | 草津保健所 |
| 甲 賀 | 甲賀圏域地域医療構想調整会議 | 甲賀保健所 |
| 東近江 | 東近江圏域地域医療構想調整会議 | 東近江保健所 |
| 湖 東 | 湖東圏域地域医療構想調整会議 | 彦根保健所 |
| 湖 北 | 湖北圏域地域医療構想調整会議 | 長浜保健所 |
| 湖 西 | 湖西圏域地域医療構想調整会議 | 高島保健所 |

平成29年度 湖南圏地域医療構想調整会議 委員名簿

(敬称略)

| | 機関・団体名 | 職名 | 氏名 |
|----|-----------------------------|--------------|--------|
| 1 | 一般社団法人 草津栗東医師会 | 会長 | 樋上 雅一 |
| 2 | 一般社団法人 守山野洲医師会 | 会長 | 福田 正悟 |
| 3 | 一般社団法人 草津栗東守山野洲歯科医師会 | 会長 | 東條 博充 |
| 4 | 一般社団法人 びわこ薬剤師会 | 会長 | 村杉 紀明 |
| 5 | 守山野洲薬剤師会 | 会長 | 角谷 廣幸 |
| 6 | 公益社団法人滋賀県看護協会 第2地区支部 | 支部長 | 西田 浩美 |
| 7 | 医療法人徳洲会 近江草津徳洲会病院 | 病院長 | 青嶋 實 |
| 8 | 社会医療法人誠光会 草津総合病院 | 病院長 | 平野 正満 |
| 9 | 滋賀県立精神医療センター | 病院長 | 大井 健 |
| 10 | 社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター草津 | 施設長 | 口分田 政夫 |
| 11 | 医療法人真心会 南草津野村病院 | 理事長 | 野村 哲哉 |
| 12 | 医療法人芙蓉会 南草津病院 | 理事長・病院長 | 遠藤 衛 |
| 13 | 滋賀県立小児保健医療センター | 病院長 | 藤井 達哉 |
| 14 | 滋賀県立成人病センター | 総長・病院長 | 宮地 良樹 |
| 15 | 守山市民病院 | 病院長 | 野々村 和男 |
| 16 | 社会福祉法人恩賜財団 済生会滋賀県病院 | 病院長 | 三木 恒治 |
| 17 | 医療法人周行会 湖南病院 | 理事長・病院長 | 木田 孝太郎 |
| 18 | 社会福祉法人びわこ学園 びわこ学園医療福祉センター野洲 | 施設長 | 高野 知行 |
| 19 | 特定医療法人社団御上会 野洲病院 | 病院長 | 岡田 裕作 |
| 20 | 滋賀県保険者協議会（フジテック健康保険組合） | 常務理事 | 小林 忠司 |
| 21 | 滋賀県保険者協議会（全国健康保険協会滋賀支部） | 企画総務部長 | 堀瀬 和雄 |
| 22 | 湖南ブロック介護支援専門員連絡協議会 | 会長 | 小川 義三 |
| 23 | 滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会第2地区支部 | 支部長 | 谷口 智恵己 |
| 24 | 草津市 | 健康福祉部 副部長 | 小川 薫子 |
| 25 | 守山市 | 健康福祉部 理事 | 田中 一樹 |
| 26 | 栗東市 | 福祉部長 | 太田 功 |
| 27 | 野洲市 | 健康福祉部 政策監 | 辻村 博子 |
| 28 | 草津保健所 | 所長 | 苗村 光廣 |

◎議長

○副議長

湖南圏地域医療構想調整会議 平成28年度の概要 および平成29年度の予定

平成28年度 湖南圏域地域医療構想調整会議の概要

第1回 平成28年10月3日(火)

- 1) 滋賀県地域医療構想および地域医療構想調整会議の設置について
- 2) 平成27年度病床機能報告結果について
- 3) 入退院支援の取組みについて～病院と在宅のスムーズな連携～
- 4) 地域医療介護総合確保基金の事業提案募集

＜結果＞・構想における必要病床推計値は参考値で削減目標ではない。
・高度急性期の3病院中心に定義の統一の議論を進める。
・在宅医療へいかに繋ぐか。緊急時バックアップ、診療所医師と病院の繋がり、
後方支援の体制も必要。

■病床機能の分化・連携に関する意見交換会

2回(平成28年12月27日、平成29年2月7日)

第2回 平成29年 3月7日(火)

- 1) 湖南圏域における病床機能の分化・連携について
- 2) 湖南圏域における在宅医療の現状と課題について

＜結果＞・高度急性期の考え方を議論し、定義の解釈を共有し、当面の考え方とした。

【高度急性期】ICU/HCU等の高度急性期病棟ならびに3,000点以上の医療資源を投入する患者が多くを占める病棟
・慢性期から退院先の受け入れや在宅との連携が重要。

平成29年度 湖南圏域地域医療構想調整会議の予定

| ■第1回 平成29年8月1日(火) | ■第2回 平成29年11月頃 |
|--|---|
| <p>1) 滋賀県保健医療計画の改定および第7次医療計画策定に向けた国の動きについて 情報提供、意見交換</p> <p>2) 圏域における病床機能の分化、連携について ・平成28年度病床機能報告結果、今年度の報告に向けての確認 ・各病院の当面の方向性についての考え方の情報・意見の交換</p> <p>3) 平成30年度地域医療介護総合確保基金の事業提案の検討</p> <p>4) 圏域の地域医療構想の実現のための方策の検討 ・在宅医療の推進について</p> | <p>1) 滋賀県保健医療計画(案)について 情報提供、意見交換</p> <p>2) 圏域における病床機能の分化、連携について ・各病院の当面の方向性についての考え方の情報・意見の交換</p> <p>3) 保健医療計画と介護保険事業(支援)計画との整合性確保について</p> <p>4) 圏域の地域医療構想の実現のための方策の検討</p> |

平成 28 年度（湖南圏域地域医療構想調整会議）

病床機能分化・連携にかかる意見交換会（12/27, 2/7） <概 要>

<メンバー> 近江草津徳洲会病院、草津総合病院、南草津病院、成人病センター、
守山市民病院、済生会滋賀県病院、野洲病院 （7 病院）

| | 検討項目 | 検討結果 | 今後の方向性 |
|---|-------------------------|---|--|
| ① | 病床機能報告 「医療機能」 の定義 | 【高度急性期】ICU/HCUなどの高度急性期病棟ならびに3,000点以上の医療資源を投入する患者が多く占める病棟 | 考え方を議論し定義の解釈を共有した。 |
| ② | 2025年病床必要量推計値の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・推計値は将来の方向性を示す数値である。 ・高度急性期は、全県的な機能を持っているので需要に応じていく必要がある。 ・急性期は、湖南圏域は人口が増えており人口構成も若く今後も必要性はある。経営面の判断も重要であり、次期報酬改定の動向を注視し当面は様子を見る。 ・回復期の充実が必要。地域包括ケア病棟は政策医療に乗った病棟、亜急性期の機能を持っているので活用を検討していく。 ・慢性期は、湖南圏域は充足率が低いので継続して検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・意見交換を深め共有した。数字の議論よりも医療機能の構成割合や中身の議論も必要。 ・疾患や重症度により地域での機能分化連携が重要である。ケアミックス（病院完結）もある中で病病連携についても議論ができた。 ・病院と在宅を行き来する患者について地域で工夫していく点が多々ある。 |
| ③ | 病院の将来像 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療機能分化により連携の新しい流れを作り上げていく。各病院のポジショニングを議論し、共有していくことが求められている。 ・病院完結型、地域完結型について、今後も病院間のオープンな意見交換が重要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・7病院以外も議論に入ってもらおう。 ・構想は一気に進めるのではなく、数字で見えない部分を圏域の中で十分に議論でき将来に向けて体制が作られていけば良い。 |
| ④ | 今後の課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・慢性期から退院先（在宅、介護施設等）の受け入れ等、在宅との連携が重要。在宅医療、開業医の現状、病院機能のニーズを知ること。その上で湖南圏域のあり方を議論していきたい。 ・他府県で、取り組みを推進している事例など調べ報告して欲しい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療の現状、接点、やりとり、工夫点について、議論を深める必要がある。 ・調整会議（3/7）で、地域医師会、関係団体、4市と共有を図り議論を深める。 ・必要な情報を収集し調整会議で情報提供する。 |

新しい時代を見据えた保健・医療・介護・福祉の計画策定に向けて

～“生まれる前から看取りまで”人の命と暮らしを守る～

『「誰一人取り残さない」社会の実現』

持続可能な開発目標(SDGs)より

目指す将来像

“地域包括ケアシステムの深化・「地域共生社会」の実現に向けて”

- 子ども・高齢者・障害者など「すべての人」が
- いつまでも
- 「その人らしく」家庭・職場・地域で「活躍」し
- 地域・くらし・生きがいを 共に創り 高め合うことができる社会 … を、みんなで、目指していく。

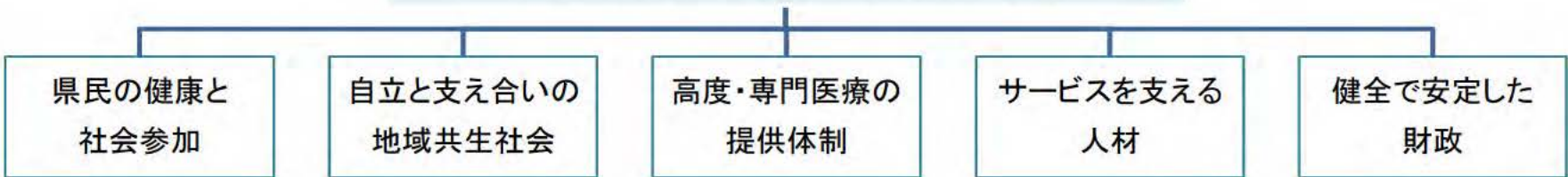
H29年度健康医療福祉部の部門別計画策定にかかる基本的な考え方

基本理念：『県民ひとりひとりが輝ける健やかな滋賀の実現』

基本目標

- 3つの「健」づくり ⇒ ①健やかなひと ②健やかな地域 ③健全なサービス提供体制
- 人口構造が変化し、価値観が多様化する中で、県民の生活を重視した各種サービスが展開できる基盤を構築する
 - 様々な生き方、暮らし方に対応できる持続可能な仕組みをつくり、保健医療介護福祉の充実による新しい豊かさを創出する

基本目標を達成するための5つの基盤



基本目標を達成するための5つの基盤と主な関連計画

※主な関連計画は平成29年度策定計画のみ

県民の健康と社会参加

◎主な関連計画

保健医療計画、レイカディアプラン
健康いきいき21、食育推進計画、
歯科保健計画 など



- 子どもから高齢者まで生涯を通じた予防・健康づくり
- 交流を深め、支え合う、つながりのある社会づくり
- 保健・医療・介護・福祉に対する知識・意識の向上



高度・専門医療の提供体制

◎主な関連計画 保健医療計画 がん対策推進計画



- 県民の命を守る政策医療の確保(救急・小児・周産期・災害等)
- がん、脳卒中、精神疾患等に対応できる体制の維持・発展

自立と支え合いの地域共生社会

◎主な関連計画 レイカディアプラン 障害者プラン



- 県民の生活を支える地域包括ケアシステムの構築
- 高齢者、障害者、子ども等への総合的な支援の提供

- 高度急性期から在宅医療・介護サービスまで切れ目のない連携システムの構築

サービスを支える人材

◎主な関連計画 保健医療計画(医療従事者) レイカディアプラン (介護従事者)



- 多様なニーズに対応できる人材の養成・確保・育成
- 保健・医療・介護・福祉一体となって支えられる多職種連携
- 働きやすい職場づくりと処遇改善

健全で安定した財政

◎主な関連計画 医療費適正化計画 国民健康保険運営方針 レイカディアプラン



- 健康保持増進等による医療費・介護給付費の過度な伸びの抑制
- 給付と負担のバランスのとれた持続可能な保険システム

地域包括ケアシステムの構築

地域共生社会の実現

○地域包括ケアシステムの5つの構成要素

保健
予防

健康いきいき21 -健康しが推進プラン-

滋賀県食育推進計画

滋賀県歯科保健計画 -歯つらつしが21-

(仮称)アルコール健康障害対策推進計画

医療

滋賀県保健医療計画

(滋賀県へき地保健医療計画、アレルギー疾患対策推進計画、滋賀県リハビリテーション推進計画、滋賀県における在宅医療推進のための基本方針)

滋賀県がん対策推進計画

介護

レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン

(滋賀県高齢者福祉計画・滋賀県介護保険事業支援計画)

住まい
生活支援

各市町介護保険事業計画

全体

滋賀県地域福祉支援計画

各市町地域福祉計画

高齢者

レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン

障害者等

滋賀県障害者プラン

(仮称)滋賀県自殺対策基本計画

(仮称)アルコール健康障害対策推進計画

子ども等

淡海子ども・若者プラン

滋賀県児童虐待防止計画

滋賀県配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する基本計画

健全で安定した財政

【医療】 滋賀県医療費適正化計画
滋賀県国民健康保険運営方針

【介護】 レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン

平成29年度策定・変更の計画等について

| | 計画名 | | 策定根拠 | 審議・検討組織(担当課) |
|----|--|----|-----------------------------|----------------------------------|
| 1 | 滋賀県保健医療計画 ※H28.3 一部変更(滋賀県地域医療構想の追記) | 策定 | 医療法 | 医療審議会(医療政策課) |
| 2 | 滋賀県医療費適正化計画 | 策定 | 高齢者の医療の確保に関する法律 | 医療審議会(医療政策課) |
| 3 | 滋賀県がん対策推進計画 | 策定 | がん対策基本法 | がん対策推進協議会(健康寿命推進課) |
| 4 | 健康いきいき21 ー健康しが推進プランー | 策定 | 健康増進法 | 「健康いきいき21」地域・職域連携推進会議(健康寿命推進課) |
| 5 | 滋賀県食育推進計画 | 策定 | 食育基本法 | 食育推進協議会(健康寿命推進課) |
| 6 | 滋賀県歯科保健計画 ー歯つらつしが21ー | 策定 | 歯科口腔保健の推進に関する法律 | 生涯歯科保健推進協議会(健康寿命推進課) |
| 7 | レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン | 策定 | 老人福祉法 介護保険法 | 高齢化対策審議会(医療福祉推進課) |
| 8 | 滋賀県障害者プラン | 変更 | 障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法 | 障害者施策推進協議会(障害福祉課) |
| 9 | (仮称)滋賀県自殺対策基本計画 | 策定 | 自殺対策基本法 | 精神保健福祉審議会／自殺対策連絡協議会(障害福祉課) |
| 10 | (仮称)アルコール健康障害対策推進計画 | 策定 | アルコール健康障害対策推進基本法 | 精神保健福祉審議会／アルコール健康障害対策推進会議(障害福祉課) |
| 11 | 滋賀県国民健康保険運営方針 | 策定 | 国民健康保険法 | 国民健康保険運営協議会(医療保険課) |

※以下の計画等については、保健医療計画に位置付ける。

「滋賀県へき地保健医療計画」、「アレルギー疾患対策推進計画」、「滋賀県リハビリテーション推進計画」、
「滋賀県における在宅医療推進のための基本方針」

滋賀県保健医療計画改定にかかる基本的な考え方(案)

【基本理念】

『県民が健康的な生活を送るための「医療福祉」の推進 ～地域包括ケアシステムの深化に向けて～』

【目指す姿】

- ・県民一人ひとりがそれぞれの地域で自分らしく健康的に暮らしている
- ・高度・専門医療の充実により、効果的な医療サービスが提供されている
- ・医療機能の分化・連携が図られ、その人に応じた医療サービスが提供されている
- ・高度急性期から在宅医療・介護、そして看取りまで切れ目なくサービスが提供されている
- ・上記のサービスの提供を支える地域の医療福祉の体制が整備されている

【基本的な施策の方向性】

○県民の健康寿命の延伸と社会参加の推進

- ・子どもから現役世代、高齢者まで生涯を通じた予防・健康づくり・社会参加の推進
- ・県民の主体的な取組の促進

○高度・専門医療の提供体制の充実

- ・5疾病・5事業・在宅医療・認知症・リハビリテーションの提供体制の確保充実
- ・医療機能の分化・連携の促進

○医療と介護の一層の連携

- ・その人の生活を前提とした連携体制の構築
- ・地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進
- ・医療と介護の提供体制における整合性の確保

○サービスを支える人材の確保養成

- ・多様なニーズに対応できる人材の確保・養成
- ・保健・医療・介護・福祉が一体となった多職種連携の促進

○情報提供と共有

- ・県民が主体的に選択するための情報提供
- ・サービス提供者間や、提供者と受け手の間での情報共有

【参考】現行・滋賀県保健医療計画

【基本理念】『県民の健康的な生活を支える「医療福祉」の推進』

【目指す姿】

- 1 すべての年代が健康的な生活を送れている
- 2 医療と福祉が一体となって生活を支えている
- 3 安全・安心な地域医療福祉の体制が整備されている
- 4 高度・専門医療の充実で必要なサービスを受けることができる
- 5 住み慣れたところで在宅療養生活が送れ、安心して人生の最期を迎えられる

【基本的な施策の方向性】

- (1)健康寿命を延ばす疾病予防・介護予防の推進
- (2)次世代を育む医療福祉の充実
- (3)安全・安心な医療福祉体制の確立
- (4)医療福祉にかかる連携の強化

【取組の重点事項】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1)生涯を通じた健康づくりの推進 | (5)患者・利用者を支える人材の確保・養成 |
| (2)良質な医療福祉提供体制の整備 | (6)災害医療対策と健康危機管理体制の充実 |
| (3)精神疾患対策の推進 | (7)地域リハビリテーション医療福祉の推進 |
| (4)地域を支える医療福祉・在宅看取りの推進 | (8)地域・住民が守り育てる医療福祉 |

滋賀県保健医療計画策定スケジュール

| 時期 | 県全体 | | 構想区域単位 | | その他 |
|---------------|------------------------|------------------------|------------|--------|----------------------------|
| | 滋賀県医療審議会 (保健医療計画部会) | | 地域医療構想調整会議 | | |
| | 会議 | 審議内容 | 会議 | 協議内容 | |
| H28年度 3月 | 審議会 (3/28) | ・現行計画の総括について | | | 医療計画基本 方針・作成指針 (厚労省) |
| H29年度 4～5月 | 審議会 (5/29) | ・諮問 ・基本方針 | | | 医療機能調査 (5月下旬～6 月上旬) |
| 6～7月 | | | 調整会議 | ・基本方針 | 【7/14】 医療審議会 任期満了・改選 |
| 8～9月 | 審議会 部会 | ・計画骨子、二次保健医療圏 ・計画骨子 | 調整会議 | ・計画骨子 | |
| 10～12 月 | 部会 審議会 | ・計画素案 ・計画素案 | 調整会議 | ・計画案 | |
| 12～1月 | 県民政策コメント・各関係団体への意見照会 | | | | |
| 2～3月 | 審議会 | ・パブコメ結果、計画最終案、 答申 | 調整会議 | ・計画最終案 | |

上記のほか、市町との協議の場を設定予定。(時期未定)

滋賀県保健医療計画 検討体制

